


会 議 録

会 議 の 名 称	第1回宍粟市手話言語条例検討委員会	
開 催 日 時	平成27年10月14日（水）午後2時～4時	
開 催 場 所	宍粟市役所北庁舎 401 会議室	
議長（委員長・会長）氏 名	委員長 嘉田 眞典	
委 員 氏 名	（出席者） 嘉田眞典、鳥越隆司、池上睦、藤田敏、八木昌幸、内海英満、春名郷子、尾形治美、溝脇守 （オブザーバー） 教育委員会事務局 世良重信、原真弓	（欠席者） 門前真弓
事 務 局 氏 名	健康福祉部 浅田部長、志水次長、福山課長、砂町副課長、和井係長、平瀬主査、柳田主事、後藤（設置手話通訳者）	
傍 聴 人 数	13名	
会議の公開・非公開の区分及び非公開の理由	<input checked="" type="checkbox"/> 公開・非公開	（非公開の理由）
決 定 事 項	（議題及び決定事項） 1. 委員会の進め方について ・前文より1文ずつ確認を行っていく。 ・確認方法は、プロジェクターで素案を映し、その場で編集しながら検討を行う。（ろう者にも確認しやすい方法で行う。） 2. 素案について ・意見を踏まえ、素案前文の2段落目の文章構成を事務局で調整する。 ・開催通知と併せて、各委員に条例素案を事前に送付する。 3. スケジュールについて	

	・次回第2回検討委員会は、11月12日（木）開催
会議経過	別紙のとおり
会議資料等	別紙のとおり
議事録の確認 (記名押印)	(委員長等) 委員長 嘉田 眞典 

(会議の経過)

発言者	議題・発言内容
福元市長	<p>1. 開会</p> <p>2. 委嘱状交付</p> <p>3. 市長挨拶</p> <p>市民から手話言語条例の制定に向けて要望をいただいていたが、遅くなり申し訳なかった。</p> <p>県内でも多くの自治体が手話言語条例の制定に向けて動いている。</p> <p>その中で、市民が手話を使いやすい環境を整え、人と人とお互いに思い合う優しいまちづくりを行っていくことは、これからの宍粟市にとって非常に意義があると感じている。</p> <p>条例の検討にあたっては、理念をしっかりと定め、できることから着実にやっていくことが大事であるため、1歩ずつ前進させて欲しい。</p> <p>目標としては、来年3月の市議会に上程したいと考えている。議会で十分に議論を行った上で、積極的な啓発を行うと共に、施策の推進を進めていきたいと考えているため、委員の皆様にも協力をお願いしたい。</p>
事務局	<p>4. 委員自己紹介</p> <p>5. 委員長、副委員長選出</p> <p>委員長・副委員長を互選することになっているが、どのようにすればよいか。意見があればお願いしたい。</p>
尾形委員	事務局に一任したいと思うが、よろしいか。
事務局	他に意見がないようなので、委員長に、(公)兵庫県聴覚障害者協会理事の嘉田眞典氏、副委員長には、兵庫教育大学の鳥越隆士氏をお願いしたい。よろしければ拍手をお願いしたい。(拍手多数により決定)
	<p>6. 委員長・副委員長挨拶</p> <p>(市長退席)</p>

嘉田委員長	7. 説明 手話を取り巻く状況 資料にもとづき説明
事務局	障害者の福祉 資料にもとづき説明
鳥越副委員長	宍粟市の聴覚障害児はどのくらいいるのか。
事務局	確認して報告する <休憩>
嘉田委員長	8. 議題 事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>まず委員会の進め方ですが、資料③の素案をたたき台として、一文ずつ条例の内容について委員の皆様にご検討をお願いしたい。</p> <p>まず、この素案は、2014年9月に全日本ろうあ連盟が作成した市町村手話言語条例モデル条例案を元に作成している。</p> <p>また、素案の作成にあたっては、事前に宍粟ろうあ協会と協議を行い、そこで出た意見も反映させて作成している。</p> <p>主に、「表現をわかりやすくしてほしい。」「事業者の責務を追加してほしい。」などの意見が出た。</p> <p>前文は、県内で既に条例制定している5市ともに特に力を注がれている部分であるように思う。</p> <p>前文の構成ですが、「言語の役割について」「手話が日本語と異なる言語であるということ」「手話の歴史、ろう者の生活などの実情」「障害者権利条約、障害者基本法などの法的な位置づけ」最後に「宍粟市の目指す目標」を謳っている。</p> <p>第1条では、「事業者」という文言を追加した。これは、ろうあ協会より意見があった点である。</p> <p>第2条は、手話の「意義」について、手話の大切さや重要性を市民一人ひとりが理解する必要があると考え、条文を追加した。</p> <p>第3条では、字句を2箇所変更した。</p> <p>第4条の市の責務では、「手話に対する理解や環境づくりに関して、市が施</p>

事務局	<p>策を推進していく」という表現にした。モデル条例よりもわかりやすい表現になるように修正した。</p> <p>第 5 条は、ろう者、健聴者を含めて「市民」として位置づけ、条文の内容を見直した。</p> <p>第 6 条は「事業者の役割」を追加し、事業者に対しても手話に対する理解、手話の使いやすい環境づくりについて理解を求める内容とした。</p> <p>第 7 条、8 条については、施策の推進に関する条文になるが、7 条では、先ほど市長が「制定後の取組みが重要」と申し上げたとおり、宍粟市においても条例施行後に施策推進会議を設置し、施策推進方針を策定して、具体的な事業を行っていくとしたものである。</p> <p>方針の内容については、第 7 条の各項で定めており、モデル条例の項目を少しまとめたものになっている。</p> <p>第 8 条では、推進方針の策定にあたり、推進会議を設置して検討を行っていくこととなるため、推進会議の構成などを定めている。</p> <p>第 9 条、10 条については資料のとおりである。</p>
嘉田委員長	<p>ひとつ確認したいが、前文や条文の検討は次の会議になるか。</p>
事務局	<p>今後の検討スケジュールについてご説明します。(資料⑤)</p> <p>第 2 回の委員会を 11 月に行い、12 月にパブリックコメントを実施する予定である。そのパブリックコメントで出た意見を踏まえて、翌年 1 月に第 3 回の委員会を開催し、素案の最終調整を行い、2 月には議案の上程を行う予定である。委員会は計 3 回の開催を予定しており、タイトなスケジュールとなるが、本会よりできる限り条例素案の検討をお願いしたい。</p> <p>それともう 1 点、各委員宛に素案に対する意見書様式を送付していたが、何名かの委員より事前に意見をいただいたので、まとめたものを追加資料として配布している。</p>
嘉田委員長	<p>それでは、まず前文から意見を伺いたい。</p>
藤田委員	<p>健聴者の暮らしとろう者の暮らしを同等にする必要がある。文章をもう少しわかりやすく書き換えてもらいたい。</p> <p>聞こえない人の歴史や、聴覚障害者の暮らしなど、誰が読んでもわかりやすい内容にしてほしい。</p>
八木委員	<p>ろう者も宍粟市に暮らしている。そのあたりをわかりやすく文章に換えて</p>

八木委員	ほしい。条例がなぜ必要なのか、手話が禁止されていた歴史や、だからもっと手話を広めていきたいという気持ちを条文に入れてほしい。
嘉田委員長	6,7行目にろう者の状況について文章が入っているが、もう少し分かりやすくしても良いかもしれない。他に意見はないか。
池上委員	最初の「言語について」は載せなくてもかまわないのではないか。 言語の説明をもう少し後ろに回しても良いかと思う。 前文に書くべきことは、「手話はどんな言語か」「音声言語でうまく喋ることができないろう者がどんな暮らしをしているか、何が問題か」「宍粟市では言語条例で何をするのか」この3点が前文に載せる必要があると思う。 前文の最初の5行目までが手話の説明でわかりやすい。 ろう者の現状については物足りないと感じる。 意見書の中の「ろう者は日本語を自然に習得することが難しい状況に置かれてきました。ろう者は音声言語だけでは、自身の持つ力を十分に発揮することができません。」という部分がろう者の感じている生活の不便さであると思う。 実際に編集しながらプロジェクターに移してもらえるとわかりやすい。
嘉田委員長	変更箇所の色を変えて、変更箇所がわかるようにお願いしたい。
尾形委員	「このように」の接続は違うと思う。意味が繋がらない。
八木委員	「このように」の前に聾学校の状況を書き足せばよいのではないか。
事務局	前文は特に重要と認識しており、十分に議論願いたい。 今の意見では、手話が禁止された、使えなかった歴史的背景を盛り込んでほしいという意見であったと理解している。 他にも盛り込んでほしい内容があれば意見をお願いしたい。
嘉田委員長	聾学校で手話が禁止されていたことを条文に載せてほしいという意見があったがどうか。
池上委員	聾学校の話は大切と思うが、前文の繋がりを考えると具体的で雰囲気少し違うと思う。 手話が禁止されてきたことは、条文の「手話が言語として認められなかつ

池上委員	<p>たことや、手話を使用する環境が整えられなかったことから」に含まれていると理解している。</p> <p>個人的には、「日本語を自然に習得することが難しいことによって、十分に力を発揮することができない」と入れるだけでも十分だと思う。</p> <p>これで前後の文章の繋がりを整理してはどうか。</p>
嘉田委員長	<p>この文章について、いかがか。</p>
鳥越副委員長	<p>「日本語を自然に」という表現が気になる。日本語を自然に習得できないのは、手話が使えない状況があるからではないと思う。</p> <p>文章を考えると、「しかしながら、宍粟市に暮らすろう者は、手話が言語として認められてこなかったことや、手話を使用することができる環境が整われてこなかった。日本語を自然に習得することが難しく、ろう者は自分の持つ力を十分に発揮することができません。そのことから、必要な情報を得ることもコミュニケーションをとることができず、多くの不便や不安を感じながら生活してきた。」としてはどうか。</p>
事務局	<p>接続や文章の標記は副委員長のアドバイスをいただきながら調整する。</p> <p>前文 2 段落目のろう者の現状について、具体的に入れるのか、全体的な表現で書くのか議論が必要。</p> <p>一言一句お互いに共通理解しながら検討願いたい。</p>
嘉田委員長	<p>本委員会には手話を知っている方もあれば全く知らない方もあると思う。</p> <p>春名委員から見てこの文章はいかがか。</p>
溝脇委員	<p>細かな表現は事務局にお任せする。ろう者の現状では、聾学校の話ではなく、全体的なところで良いと思う。</p>
嘉田委員長	<p>「ろう者は音声言語だけでは自身の持つ力を十分に発揮することができない」という表現は、社会の中でろう者の置かれている状況を良く表していると思う。手話通訳がいて、手話で言いたいことを意見として出せる。自分で言いたいことを意見できるということもありますので、音声だけでは力が発揮できないということは、とても大切なことだと思う。</p>
池上委員	<p>わかりやすくなったと思う。</p> <p>手話を自然に習得することが難しいと書いてしまうと、「なぜ手話言語条</p>

	例？」とならないか。日本語というもので物を考えるという手段を十分に持てなかったということが大事と思う。聴こえないことから日本語が自然に習得できないことが理解出来ている。音声言語だけでは力を発揮できないという事の前に入れるべきと思うが、つなぎは事務局に任せる。
鳥越副委員長	先ほど発言した「手話を自然に習得することが難しい」という表現は難しい。ろう者は聾学校で自然に手話を習得しているため、誤解を招いてしまう。池上委員の意見で良いと思う。
嘉田委員長	委員会の時間は何時までか。
事務局	4時を予定しているが、キリの良いところでまとめていただければと思う。
春名委員	宍粟市で暮らしているろう者が、手話が言語として認められなかったことや、使用する環境が整えられなかったという意味合いにならないか。
溝脇委員	宍粟市に限らず、ろう者が「手話が言語であること」を認められなかった。
春名委員	宍粟市のろう者だけという意味で捉えていた。
嘉田委員長	以上の意見を元に事務局でまとめてもらえるか。
事務局	本日いただいた意見を修正し、次回 11 月の委員会開催までに、修正案を送付する。 また、目的、基本理念といった重要な部分が残っている。条文についても意見があれば意見書で送っていただければ素案を修正して送付する。 本日の会議にあたって前文以下、第 3,4,5,7 条のことについても意見をいただいているので、それも合わせて、事務局のほうで検討して、素案を用意する。
嘉田委員長	他に意見はないか。意見があれば意見書で事務局まで送付願いたい。
事務局	次回の日程を決めたい。委員長、副委員長の都合の良い日は 11 月 12 日、17 日、25 日となるがいかがか。 (17 日は都合が悪い。)

事務局	<p>(12日ありがたい。)</p> <p>11月12日で予定とする。開催時間は午後2時からとし、会場は決まり次第案内する。</p> <p>副委員長より質問のあった市内の聴覚障害児の人数ですが、18歳未満は6人となる。</p>
嘉田委員長	<p>どの検討委員会でも前文に時間がかかった。委員各位におかれては、一度持ち帰り、次回で意見を出していただきたい。以上で第1回検討委員会を閉会する。</p>
事務局	<p>議事録は一言一句ではなく要旨について議事録の公開を行う。</p> <p>素案作成と同時進行であるので議事録の作成が間に合わない場合もあるため、ご了承いただきたい。</p>

* 発言者の表記は、「〇〇議長」、「〇〇委員」、「事務局」とする。